

# 特殊詐欺防止通信

智頭警察署  
平成30年8月

## こんなハガキは詐欺ですよ (第十二弾)

依然として“ハガキ”を送り付ける  
手口の詐欺が多発しています。  
皆さんのお宅にも、次に紹介するハ  
ガキ、届いていませんか？

これは実際に送られてきた架空請求ハガキの内容です。  
こちらは、以前にも紹介したハガキです。こちらは、新しいタイプのハガキです

### 消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ 訴訟管理番号(そ)792

この度、貴方の利用されておりました契約会社、もしくは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事を改めてご通知致しますとともに、訴訟取り下げ最終期日を経て裁判を開始させて頂きます。また、このままご連絡なき場合は、原告側の主張が全面的に受理されまして裁判所の許可を受けて執行官立会いのもと、現預金や有価証券及び、動産や不動産物の差し押えを強制的に執行させて頂きます。尚、訴訟取り下げなどのご相談につきましては当局にて承っておりますので、下記までお問い合わせ下さい。この度は、民事訴訟に関するご通達となりまして、個人情報の保護や守秘義務などが御座いますので、ご本人様からご連絡頂きます様お願い致します。

訴訟取り下げ最終期日 平成30年 7月5日

取り下げ等のお問い合わせ相談窓口

03-

受付営業時間(日、祝日は除く)

平日 9:00~20:00 / 土曜日 11:00~17:00

法務省管轄支局 国民訴訟お客様管理センター

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1丁目1番地10号

### 告発通知

(通知番号 H-7号)

貴殿が以前、購入した違法わいせつ物(無修正映像・児童ポルノ等)の製造・販売に関与した複数のグループが当団体と被害者児童の保護者及び被害者女性の働きかけにより、組織的処罰法違反・児童買春・児童ポルノ禁止法違反で捜査当局による捜査で摘発されました。この度、被害児童及び保護者と性犯罪女性被害者のさらなる拡大を防止するため、購入者に対しても事件証拠(購入履歴・金融機関履歴等)を提出し告発いたします。告発後、購入者に対し捜査当局からの事情聴取の出頭要請、家宅捜索を受けることになります。貴殿の行為は法律に違反しています。正当な裁きを受けるのも、このような性犯罪への社会喚起となりえますが、改心し被害者に対して反省していただけるのであれば告発は取り消します。告発を取り消したい者は平成30年7月20日(金)までに当団体に必ず電話にてご連絡ください。期日を過ぎた場合、いかなる状況でも即時即刻告発いたします。児童や女性を苦しめる行為は絶対に許されません。当団体は被害者並びにご家族に対して人生の再出発としてのケアに重点を置き活動しております。

東京都

NPO法人 未来への光

管轄局

[受付時間] (平日) 10:30~17:00

八重洲3号

[電話番号]

03-

犯人グループは、公務所・法人・団体等様々な名称を名乗り、みなさんからお金を騙し取ろうとしています。

詐欺のハガキに共通する特徴などを説明していますので

～ ～ 裏面も読んでください ～ ～

一つでも該当すれば、まず家族や警察などに相談しましょう。

- **1 記載内容が見える普通のハガキで送られてくる。**  
債権は個人情報なので、普通は記載内容が見えないようにしてある。  
(電気、ガス、水道料金などのハガキを参考にしてください。)  
※個人情報保護シールが貼ってあっても、要注意！！  
記載内容に身に覚えがなければ警察に相談を！！
- **2 文章の一番上(タイトル)にビックリする文字が書いてある。**  
「裁判」「訴訟」「最終告知」「告発」など
- **3 債権などに関する具体的な記載がない。**  
普通であれば、債権者名及び「いつ、どこで、誰が、何を、どれだけ購入(使用)したか」が記載され、何の債権なのか特定されている。
- **4 法的な拘束力又は処罰があるかのような記載がある。**  
「強制執行」「逮捕」「差押」などの文言を使い、ハガキの受取人に、法的拘束力があるかのように誤認させる。
- **5 時間的猶予のない期限を設定している。**  
ハガキ到着の翌日、2日後などと期限を限定し、受取人を焦らせ冷静に考える余裕を与えないようにしている。
- **6 連絡先を指定し、受取人本人が連絡するよう記載されている。**  
他の人に相談させないようにするため、受取人本人でないと受け付けられないなどと記載されている。
- **7 いかにも実在しそうな官公署名や団体名を騙る。**  
法務局や裁判所、検察庁、警察官、弁護士、市役所職員、NPO団体など、実在しそうな名称を記載している。  
(実在する官公署名等を騙る場合もある。)

どうでしょうか。みなさんは、普段から詐欺被害に遭わないよう気を付けておられると思いますが、いざ自分の名前で身に覚えのない請求や訴訟等と書かれたハガキが届いたら、冷静に対処することができるでしょうか。

もし、そのようなハガキが届いたら、上の7項目を参考に、詐欺被害に遭わないよう注意をお願いします。



### みなさんの大切な財産を守るためにも

- ① 身に覚えのない話は信じない!
- ② 絶対に相手方に電話をしない!
- ③ まずは相談!



**智頭警察署 0858-75-0110**  
**警察総合相談電話 # 9110**